

障 発 0 3 3 0 第 3 1 号
平 成 2 4 年 3 月 3 0 日

都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

障害児通所支援又は障害児入所支援における
日常生活に要する費用の取扱いについて

児童福祉法による障害児通所支援及び障害児入所支援（以下「障害児通所支援等」という。）の提供に当たって、当該障害児通所支援等に係る利用者負担額のほか、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者（18歳以上の利用者の場合は本人。以下「通所給付決定保護者等」という。）から受け取ることが認められる費用の取扱いについては、「児童福祉法に基づく指定通所支援の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第15号）及び「児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成24年厚生労働省令第16号）において規定されているところであるが、障害児通所支援等において提供される便宜のうち、「日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、通所給付決定保護者に負担させることが適当と認められるもの」（以下「その他の日常生活費」という。）の具体的な取扱いについて下記のとおり定めたので、御了知の上、関係機関等に周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、平成19年2月14日付け障発第0214003号当職通知「指定施設支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」は平成24年3月31日限り廃止する。

記

1 「その他の日常生活費」の趣旨

「その他の日常生活費」は、通所給付決定保護者等の自由な選択に基づき、事業者又は施設が障害児通所支援等の提供の一環として提供する日常生活上の便宜に係る経費がこれに該当する。

なお、事業者又は施設により行われる便宜の供与であっても、サービスの提供と関係のないもの(障害児の贅沢品や嗜好品の購入等)については、その費用は「その他の日常生活費」とは区別されるべきものである。

2 「その他の日常生活費」の受領に係る基準

「その他の日常生活費」の趣旨にかんがみ、事業者又は施設が、通所給付決定保護者等から「その他の日常生活費」の徴収を行うに当たっては、次に掲げる基準が遵守されなければならないものとする。

- (1) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜と、障害児通所給付費又は障害児入所給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。
- (2) 障害児通所給付費等の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があること。
- (3) 「その他の日常生活費」の受領については、通所給付決定保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならないこと。
- (4) 「その他の日常生活費」の受領は、その対象となる便宜を行うための実費相当額の範囲内で行われるべきものであること。
- (5) 「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、事業者又は施設の運営規程において定められなければならない、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、当該事業者又は施設の見やすい場所に掲示

されなければならないこと。ただし、「その他の日常生活費」の額については、その都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。

3 「その他の日常生活費」の具体的な範囲

- (1) 障害児及び通所給付決定保護者等の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用
- (2) 障害児及び通所給付決定保護者等の希望によって、教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用

4 留意事項

- (1) 3の(1)に掲げる「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは、一般的に障害児の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、障害児及び通所給付決定保護者等の希望を確認した上で提供されるものをいう。

したがって、こうした物品を事業者又は施設がすべての障害児に対して一律に提供し、すべての障害児に係る通所給付決定保護者等からその費用を画一的に徴収することは認められないものである。

- (2) 3の(2)に掲げる「教養娯楽等として日常生活に必要なもの」とは、例えば、事業者又は施設が障害児通所支援等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費、入浴に係る費用等が想定されるものであり、すべての障害児に一律に提供される教養娯楽に係る費用(共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等)について、「その他の日常生活費」として徴収することは認められないものである。

5 「その他の日常生活費」と区別されるべき費用の取扱い

預り金の出納管理に係る費用については、「その他の日常生活費」とは区別されるべき費用である。預り金の出納管理に係る費用を通所給付決定保護者等から徴収する場合には、

- (1) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されていること、

(2) 適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で
出納事務が行われること、

(3) 通所給付決定保護者等との保管依頼書(契約書)、個人別出納台帳等、必要
な書類を備えていること

等が満たされ、適正な出納管理が行われることが要件となる。

また、通所給付決定保護者等から出納管理に係る費用を徴収する場合にあって
は、その積算根拠を明確にし、適切な額を定めることとし、例えば、預り金の額
に対し、月当たり一定割合とするような取扱い認められないものである。

預り金の出納管理に係る費用のほか、「その他の日常生活費」と区別されるべ
き費用としては、障害児及び通所給付決定保護者等個人の希望による嗜好品、贅
沢品の購入に係る費用、入退所時の送迎に係る費用などが考えられる。

6 通所給付決定保護者等に金銭の支払を求める場合の考え方

障害児通所支援等の提供に要する費用として障害児通所給付費等に含まれるも
のについては、通所給付決定保護者等から徴収することはできない。障害児通所
給付費等の対象に含まれない費用については、通所給付決定保護者等から金銭を
徴収することが可能とされている。

また、通所給付決定保護者等から金銭を徴収することができるのは、当該金銭
の使途が直接障害児の便益を向上させるものであって当該障害児の通所給付決定
保護者等に支払を求めることが適当であるものに限られるものである。金銭の支
払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに通所給付決定保護者等に金銭の支
払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、通所給付決定保護
者等の同意を得なければならないものである。